

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成25年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 災害廃棄物（処理困難物・いわて第2クリーンセンター）処分業務 1,515トン
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県環境生活部廃棄物特別対策室 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年6月11日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 いわて県北クリーン株式会社 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48番地34
- 5 随意契約に係る契約金額
  - (1) 廃プラスチック類（FRP） 1トン当たり105,000円
  - (2) 汚泥（尿素・メラミン） 1トン当たり63,000円
  - (3) 廃酸（窒素汚染水） 1トン当たり105,000円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当